

新型コロナウイルス関連

職域のための 感染症対策ガイド



Avenir

2020 Sep.

- ・ 国内の流行状況
- ・ 一般的な検査の解釈と検査の特徴
- ・ 濃厚接触者の新しい定義
- ・ 濃厚接触者と判断されたら
- ・ 受診相談の目安
- ・ 罹患者の職場復帰の目安
- ・ 発熱や風邪症状がある方の職場復帰の目安
- ・ 消毒の基本とユニバーサルマスクの考え方
- ・ 陰性証明について
- ・ リスクコミュニケーションの考え方
- ・ 個人情報保護について
- ・ コロナハラスメント

国内の感染者数の動向

8月11日の時点で国内の新型コロナウイルス
感染者数は**5万人**を超えました。

🇯🇵 日本

確認済み

50,302

新規 938 件

回復者数

33,972

死亡者数

1,058

新規 5 件

🌐 全世界

確認済み

2020万

新規 25.6万 件

回復者数

1250万

死亡者数

74万

新規 5,728 件

増加の要因は、
PCR 検査数の
増大（当初 1 日
あたり数千件で
したが、現在は
約 4 万件）、特
に**夜の街**の人々
の検査数が増大

国内の流行状況

5月下旬にはフェーズ5(消退期)へと移行したが
8月の時点では**フェーズ3(国内流行期)~4(国内蔓延期)**に
戻ったと考えられています。

| 国内の各フェーズにおける主要な対策 | | | | | |
|-------------------|---------------|--------------------------|--------------------------------------|---|---------------------------------------|
| フェーズ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | 海外発生期 | 国内流入期 | 国内流行早期 | 国内蔓延期 | 消退期 |
| 流行状況 | 中国で 流行が始まる | 国内で 感染者の確認 | 感染者の増加 | 感染者数の急増 | 感染者減少 |
| 行政 | 水際対策 情報提供 | 水際対策強化 情報提供 医療機関整備 | 拡大阻止 海外移動の制限 医療崩壊の防止と 重症者対応 | 拡大阻止強化 国内移動の制限 外出自粛要請 特定業種へ休業要請 医療崩壊の防止 | 対策の評価と改善 段階的制限緩和 経済活性化対策 |
| 国民 | | 予防対策の実施 | 予防耐性の強化 他人への感染防止 | 予防対策の強化 自粛要請への協力 他者への感染防止 | 新しい生活様式 |
| 医療 | | 入院治療 | 入院治療 | 軽症者(宿泊・自宅療養) 重症者(入院治療) | 診療体制の整備 検査体制の整備 |
| 社会生活 事業者活動 | | | 時差通勤 在宅勤務 有症者は 会社・学校を休む | 在宅勤務・休校措置 社会機能維持事業者は 事業継続 | 社会生活の回復 事業活動の回復 第2波・第3波 への準備 |

ワクチンは
開発途中ですが
治療候補薬として
レムデシビル(5月)
デキサメタゾン(7月)
が国内承認
されました！



一般的な検査の解釈

PCR検査



ウイルスの遺伝子(RNA)を増殖させて検出。
ウイルスを検出できるのは高くても70%程度と
言われている。感染力のないウイルスが
残存しているだけでもRNAを検出し、陽性
になることがある。(偽陽性)

抗原検査



ウイルスの一部を検出する。
見逃し(偽陽性)の危険性があり、陽性
となる確率は37~66%。

抗体検査



ウイルスに対する体の免疫反応によって
生じた抗体を調べる。
過去の一般的なコロナウイルス(風邪)への
感染でも陽性になる可能性がある。(偽陽性)

■偽陽性とは

感染していない、あるいは
感染力のないウイルスが
残存しているだけでも
陽性になることがある



ウイルスが存在して
いても陽性にならない
ことがある

「陰性」だからといって
「新型コロナウイルスに
感染していない」
との証明にはなりません

各検査の特徴のまとめ

| | PCR検査 | 抗原検査 | 抗体検査 |
|--------|---|----------------------------|-------------------------|
| 検体採取部位 | 鼻・喉の粘液、 喀痰・唾液 | 鼻・喉の粘液、 喀痰・唾液 | 血液 |
| 感染状況 | 現在 | 現在 | 過去 |
| 陽性の場合 | 感染している | 感染している | 他のコロナウイルス感 染の可能性がある |
| 陰性の場合 | <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> 感染を否定できない </div> | | |
| 精度 | 7割程度 | PCR検査より 劣る | 精度にばらつきがある |
| 課題 | 結果が出るま でに時間がか かる(半日程 度) | 感染している のに陰性にな る割合が高い | 感染していなくても陽 性になることがある |



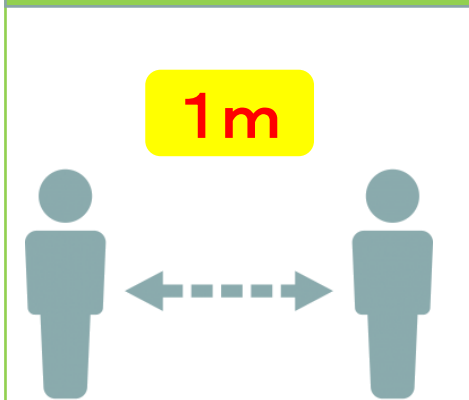
抗原検査が国内承認されました！

濃厚接触者の新しい定義

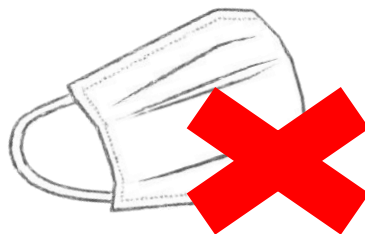
すべての濃厚接触者に対して
PCR検査を行うことが追加されました！

発症 2 日前に

距離は1m



マスクなし



15分以上の会話



変更なし

同居または長時間接触した方／感染防止対策なしで診察、看護、
介護された方体液に直接接触した可能性が高い方

引用文献：国立感染症研究所 感染症疫学センター

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020年4月20日暫定版）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html> 5

濃厚接触者と判断されたら

PCR検査が「陰性」であったとしても
14日間の健康観察と自宅待機が望ましいとされています。

1

保健所が実施する積極的疫学調査により、従業員が濃厚接触者と判断された場合は、事業所の管轄の保健所の指示に従い感染防止の措置を講じること。

2

事業者は濃厚接触者に関する情報（氏名、年齢、住所、電話番号など）を保健所に提供する。

3

全ての濃厚接触者を検査対象としてPCR検査（初期スクリーニング）が行われる。検査結果が陰性だった場合でも、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終曝露日から14日間の健康観察が指示される。

4

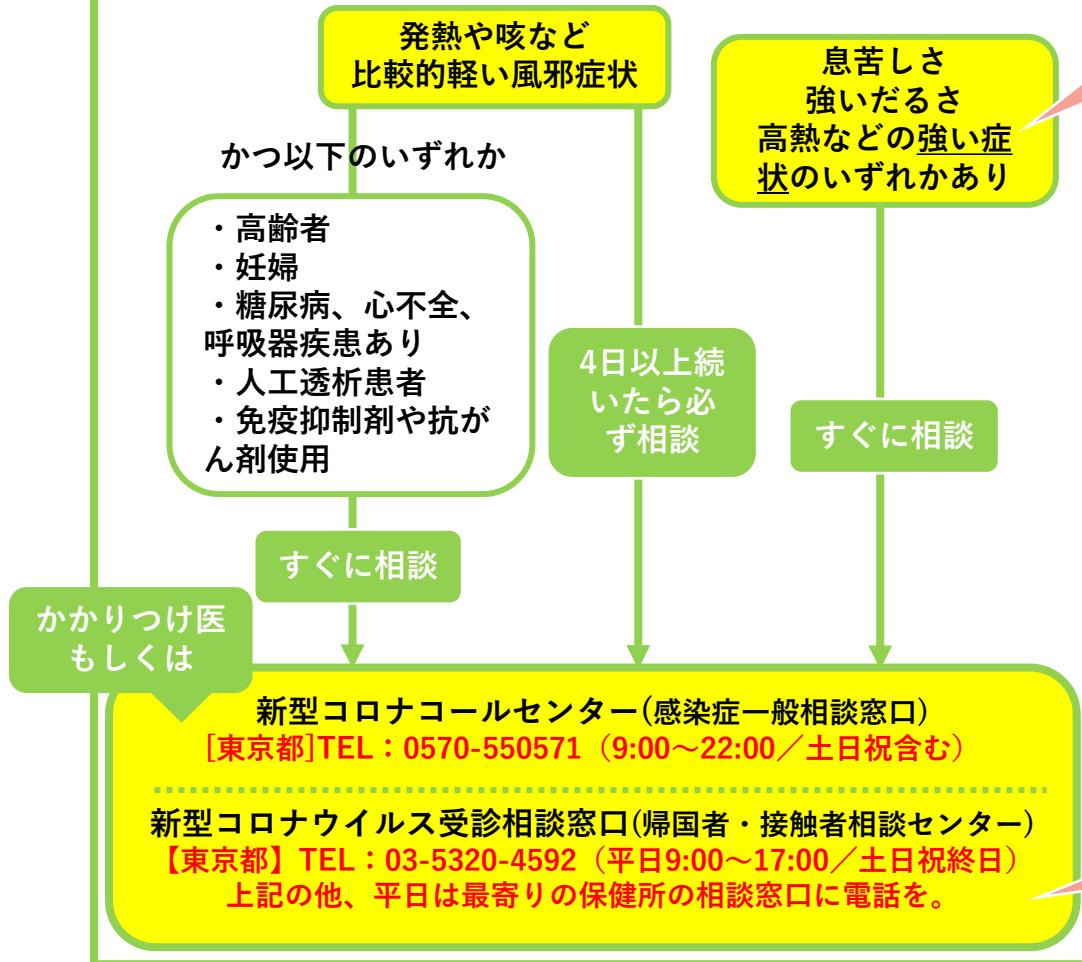
感染者が自宅療養を行う場合には、その家族（同居者）は基本的には濃厚接触者に当たるため、患者の自宅療養解除日から、さらに14日間の健康観察期間が求められることがある。

5

事業者が独自の判断で、濃厚接触者や濃厚接触者以外の者に自宅待機などを指示したり、健康観察期間を延長する場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行うこと。

受診相談の目安

新型コロナウイルス感染症の受診相談の目安 コロナかも？と思ったら・・・まず電話！



「37.5度以上の発熱が
4日間以上続く」
などの目安が
削除されました！

5月8日 厚労省より、新型コロナウイルス感染症の新たな「相談・受診の目安」が発表されました。



居住地域によって窓口や
電話番号が違いますので
ご注意ください！

罹患者の職場復帰の目安

両方を満たすことが
必須

- 1) 発症後少なくとも**10日**が経過している
- 2) 薬剤を服用していない状態で、解熱および症状消失後、少なくとも**72時間**が経過している

※薬剤=解熱剤、症状を緩和させる薬剤
※症状=咳、咽頭痛、息切れ、全身倦怠感、下痢

「退院後1週間の
自宅療養の推奨」が
見直されました！



復帰後1週間程度は毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を2m程度保つなどの**感染予防策**を徹底し、体調不良時には**出社させないことが重要**です

発熱や風邪症状がある方の職場復帰の目安

両方を満たすことが
必須

- 1) 発症後少なくとも8日が経過している
- 2) 薬剤を服用していない状態で、解熱および症状消失後、少なくとも3日が経過している

※発症日を0日として計算する

発熱や風邪症状を認める場合の基本的な考え方

- 常に新型コロナウイルス感染症の可能性を念頭にした対応が求められる。
- 発熱や風邪症状を認める場合は、出来るだけ帰国者接触者外来や最寄りの医療機関に相談し、必要あれば新型コロナウイルスの検査（PCR 検査や抗原検査）を受けるべきである。
- 新型コロナウイルス感染症との診断に至らなかった場合（PCR 検査や抗原検査が陰性、医療機関未受診の場合を含む）でも、新型コロナウイルス感染症を完全に否定することはできない。
- 「新型コロナウイルス感染症との診断に至っていない発熱や風邪症状」については、状況によっては新型コロナウイルス感染症とみなした対応を行うことが望ましい。
- 医療機関には原則として「陰性証明書や治癒証明書」の発行を求めてはならない。

消毒の基本とユニバーサルマスクの考え方

消毒の基本



■感染者の最後の使用から3日以内の場所をアルコール(60~95%)または次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を使用して消毒(清拭)する

■消毒の際は十分な換気を行い、個人防護具(マスク、手袋、ガウン等)を使用する

■トイレや、体液や吐しゃ物が付着した箇所は次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)で消毒する

アルコールの濃度を変更！
厚労省、経産省より60%濃度でも一定の有効性があることが周知されました

ユニバーサルマスクとは



「新し生活様式」では飛沫感染を防止するために「症状が無い人もマスクの着用」が推奨されており、このような考え方をユニバーサルマスクと言う

ただし暑熱下や身体負荷が高い作業を行う場合には、呼吸への負荷や不快感による疲弊に注意して下さい

陰性証明について

表 6 陰性証明書の取り扱いに関する注意点

| 目的 | 検査の適用 | 備考 |
|------------|-------|---|
| ビジネス 渡航 | ○ | 政府間の取り決めである。出国前に鼻咽頭拭い液による PCR 検査が求められることが多い、検査法の詳細は各国の在日大使館などで確認すること。 |
| 治癒証明 | × | 感染後 1 週間程で感染性は急激に低下するため、陰性証明書を発行する医学的妥当性は乏しく、かつ医療機関に過度な負担を強いる事になるため、罹患者に対しては陰性証明書の提出を求めてはならない。 |
| その他 | △ | 医学的妥当性と社会的ニーズを考慮して、ケースバイケースで対応する。 |
| 備考 | | <ul style="list-style-type: none">検査を提供している医療機関で自費診療で検査を受ける。保健所では陰性証明書のための検査は実施していない。海外からの日本への入国時の PCR 検査は唾液採取で行われるようになった。事業所内診療所での検査を検討する場合には、「陽性者がでた場合の対応」や「偽陰性や偽陽性があること」を十分に議論しておく必要がある。 |

PCR検査で陰性だからと言って「感染していない」ことを完全に証明するものではありません！安易に陰性証明を求めず、従業員の自由意志にゆだねましょう



ビジネス渡航目的など健常者（濃厚接触者を除く）に検査を実施する場合は、原則的に自費診療となります

リスクコミュニケーション

情報発信や情報共有は適切なタイミングで。
感染症発生時は**プライバシーに配慮**した情報共有が必要です。

感染症の危機緊急時におけるリスクコミュニケーションの6つの原則

| | |
|----------------------------|-------------------------------|
| Be First (速やかに共有する) | 情報を伝えるだけでなく、「誰が」伝えるかが重要である |
| Be Right (正しい情報を) | 「分かっていること」と「分かっていないこと」の両方を伝える |
| Be Credible (信頼を得る) | 「科学的に根拠のある情報」が受け手の信頼を高める |
| Express Empathy (気持ちに寄り添う) | 受け手の視点に立って情報を伝える |
| Promote Action (行動を支える) | 一人ひとりの行動が感染予防につながることを強調する |
| Show Respect (相手を尊重する) | 相手の立場や権利を思いやる伝え方を心がける |



CDC(米国疾病予防管理センター)より

個人情報保護について

■ 対外的発表の留意事項



適切なタイミング

新型コロナウイルスの感染者が出たことについて適切なタイミングと内容で対外的に発表しなければ、直接の取引先に対する信用低下、地域住民の不安、株価への影響などを招く。



取引先への対応

直接の取引先などで濃厚接触者が想定されるような場合には、ただちに取引先にその旨を伝えて今後の対応を協議しなければならない。



報告の義務

ビルや建物の所有者や管理者に対しても、ただちに報告を行う必要がある。
→ 消毒作業の実施や今後の施設利用について検討する必要があるため。



個人情報の取り扱い

報告内容としては、濃厚接触者の特定や感染経路確認との関係で「誰」が感染したかという情報も必要になる。この場合でも個人情報の取扱いについては十分に配慮するとともに、先方の担当者にもその旨を伝え、情報は限られた範囲で取り扱う必要がある。

個人情報保護について Q&A

Q1.社員に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触者が出た。
社内公表する場合の注意点は何か？



同一事業者内での個人データの提供は「第三者提供」に該当しないため、社内で個人データを共有する場合には、**本人の同意は必要ない**。
また、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても当該事業者内での2次感染防止や事業活動の継続のために必要がある場合には**本人の同意を得る必要はない**。

Q2.社員が新型コロナウイルスに感染し、当該社員が接触したと考えられる取引先にその旨情報提供することを考えている。社員本人の同意を取ることが困難なのだが提供することはできるか。



当該社員の個人データを取引先に提供する場合、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても取引先での2次感染防止や事業活動の継続のため、また公衆衛生の向上のため必要がある場合には**本人の同意は必要ない**。

個人情報の保護について Q&A

Q3.社員が新型コロナウイルスに感染し、管轄の保健所から積極的疫学調査のためとして当該社員の勤務中の行動歴の提供依頼があった。社員本人の同意を取ることが困難なのだが提供することはできるか。



保健所が、感染症法第15条第1項に基づく積極的疫学調査のため事業者に対し新型コロナウイルスに感染した社員の勤務中の行動歴の提供を依頼している場合には当該情報の提供に当たり本人の同意は必要ない。



個人情報の取り扱いには
十分注意しましょう！！



STOP！コロナハラスメント

公的機関の提供する**正確な情報**を入手し、
冷静な行動に努めましょう。

新型コロナウイルス感染症に対する誤解や偏見により、感染者やその家族、医療従事者、感染者が発生した事業所などに対する誹謗・中傷、差別といったハラスメントが発生しています！

新型コロナウイルスに対する不安でストレスが高まり、気持ちに余裕がなくなると、イライラしたり攻撃的になる可能性があります。リラックスできる環境を整えてみましょう。

相談窓口

- みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) ☎0570-003-110
- 子ども人権110番(全国共通通話料無料) ☎0120-007-110
- 女性の人権ホットライン(全国共通) ☎0570-070-810
- 外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911

